平成２３年（フ）第９５号
香川県善通寺市下吉田町720番地１　コーポのぞみ206号
債務者　横山加奈子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第７９２号
東京都目黒区中央町１丁目３番17号メゾンプラム103
債務者　石井　　薫
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５８号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字牛廻間113番地１　アーバニア和合Ｂ棟201号
債務者　友次　安美（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３号
兵庫県神崎郡神河町新野482番地の６
債務者　伊藤　正行
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２７号
兵庫県姫路市五軒邸２丁目68番地
債務者　スナックデラマンこと焼肉かさいこと柳内　智恵（旧姓土岐）
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市保城996番地　リバーシティマンション203
債務者　重白　憲秀
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３０号
高知市横浜186番地10
債務者　中川　節子
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３５号
高知県吾川郡いの町上八川甲4854番地２－４号
債務者　小西　　誠
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３６号
高知県吾川郡いの町上八川甲4854番地２－４号
債務者　小西さやか
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６１号
高知県南国市立田1180番地　川村アパート看護師寮１号
債務者　松岡　　艶
１　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平396番地１共和マンションⅡ205号
債務者　山城　良江
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市泊３丁目７番地10田島荘307
債務者　与儀　実彦
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０７号
北海道苫小牧市緑町１丁目28番12号　パークハイツコスモ緑町201
債務者　安本　由佳（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３１８号
宮城県多賀城市東田中１丁目６番１―33号
債務者　高橋　真弓
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
仙台市太白区四郎丸字浜堀55番地の９
債務者　早坂真由美
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
仙台市青葉区台原３丁目19番８―408号
債務者　伊藤　弘一
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
秋田県山本郡八峰町八森字岩館62番地１
債務者　須藤　悦子
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
秋田地方裁判所能代支部